

尾張旭市監査公表第31号

平成28年12月1日付け尾張旭市監査公表第26号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

都市整備部都市計画課

監査の検討事項	措置状況
<p>市営住宅駐車場に係る事務処理において、駐車場使用申込書に、尾張旭市市営住宅駐車場に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1号に定める駐車場を使用しようとする者の運転免許証の写しが添付されていない。</p> <p>市営住宅駐車場の使用申込みにあたり、要綱第3条第1号により、駐車場使用申込書の添付書類として運転免許証の写しが必要となる。当該使用申込みについては、当然に本人確認が求められるものであるが、本人確認のための個人情報の収集についてはその方法の検討を求める。</p>	<p>検討事項については、事後ではありますが、運転免許証の写しを添付しました。今後は尾張旭市市営住宅駐車場に関する要綱に基づき、適切に事務処理を行うよう徹底します。</p> <p>また、本人確認のための個人情報の収集については、要綱の改正を行います。</p>
監査の指摘事項	措置状況
<p>市営住宅の家賃の減免・徴収猶予決定通知書及び市営住宅の駐車場使用者決定通知書に文書番号が記入されていない。尾張旭市文書取扱規程第7条第1項及び公文例規程第12条第1号により、これらの通知書には記号及び番号を付す必要がある。</p>	<p>指摘事項については、尾張旭市文書取扱規程及び公文例規程に基づき、適切に事務処理を行うよう徹底します。</p>